



平成 29 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 D C M ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員
久 田 宗 弘
(コード 3050 東証1部)
問 合 せ 先 取締役執行役員総務・人事統括部長
清 水 敏 光
(TEL 03 - 5764 - 5211)

「従業員持株 E S O P 信託」再導入に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 9 日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株 E S O P 信託」(以下「E S O P 信託」といいます。)の再導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 . E S O P 信託再導入の目的

当社の成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当社の業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に、本プランを導入するものであります。

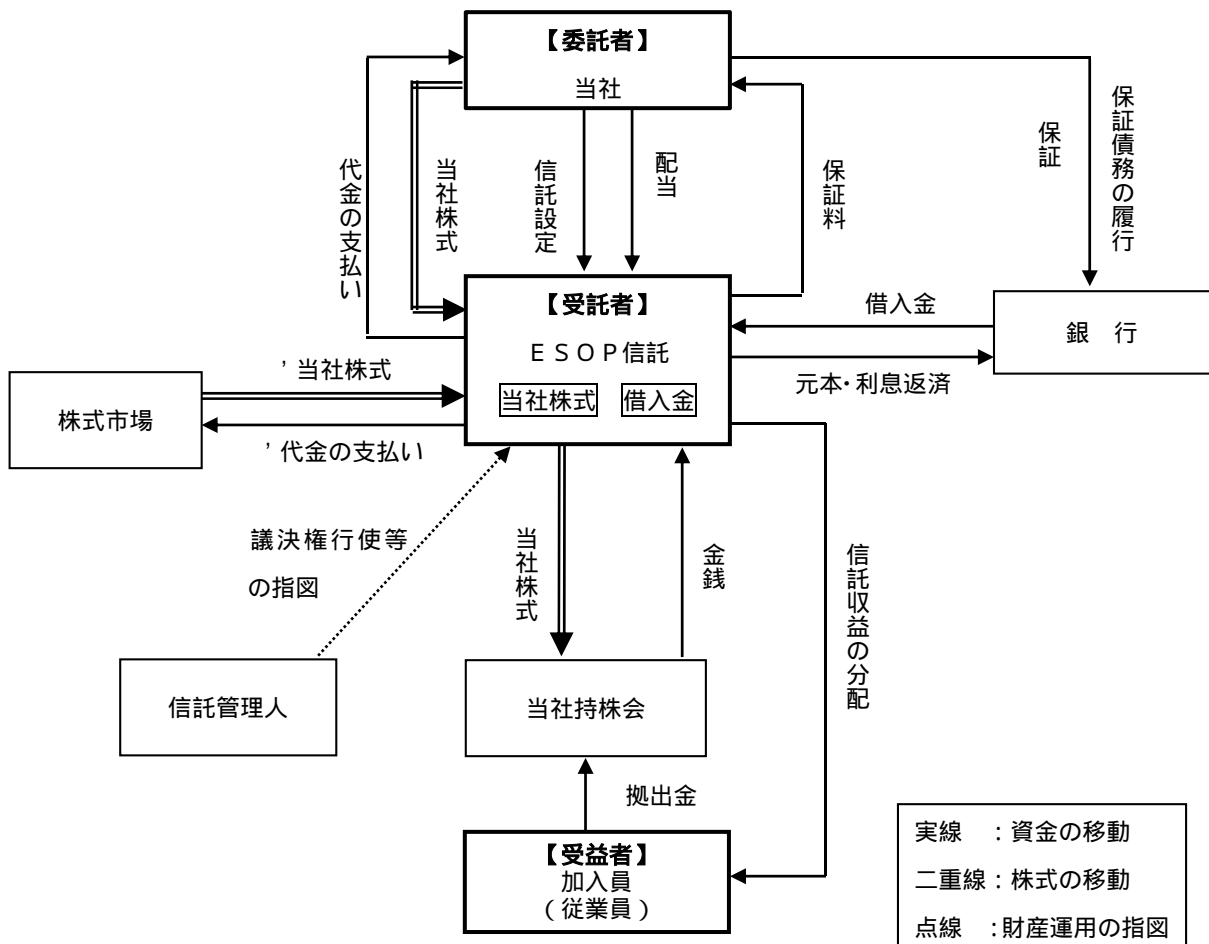
2 . E S O P 信託の概要

E S O P 信託とは、米国の E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の財産形成を促進する貯蓄制度の拡充(福利厚生制度の拡充)を図る目的を有するものをいいます。

当社が「D C M ホールディングス社員持株会」(以下「当社持株会」といいます。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は今後 3 年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合等に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

なお、本信託の設定時期等の詳細につきましては決定次第、改めてお知らせいたします。

3. ESO信託の仕組み



当社は受益者要件を充足する従業員を受益者とする ESO 信託を設定いたします。

ESO 信託は銀行から当社株式の取得に必要な資金を借入れます。当該借入にあたっては、当社が ESO 信託の借入について保証を行い、ESO 信託は当社に保証料を支払います。

ESO 信託は上記の借入金をもって、信託期間内に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、当社または株式市場から予め定める取得期間中に取得いたします。

ESO 信託は信託期間を通じ、毎月一定日までに当社持株会に拠出されると見込まれる数の当社株式を、時価で当社持株会に譲渡いたします。

ESO 信託は当社の株主として、分配された配当金を受領いたします。

ESO 信託は当社持株会への当社株式の売却による売却代金及び保有株式に対する配当金を原資として、銀行からの借入金の元本・利息を返済いたします。

信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、ESO 信託はこれに従って株主としての権利を行使いたします。

信託終了時に、株価の上昇により信託内に残余の当社株式がある場合には、換価処分の上、受益者に対し信託期間内の拠出割合等に応じて信託収益が金銭により分配されます。

信託終了時に、株価の下落により信託内に借入金が残る場合には、上記の保証に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済いたします。

以上